

老高発0927第2号  
令和6年9月27日

各都道府県・各市区町村  
介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
（ 公 印 省 略 ）

生産性向上推進体制加算を算定する事業所における生産性向上  
の取組に関する実績データの厚生労働省への報告について

生産性向上推進体制加算の取得については、「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」（令和6年3月15日付け老高発0315第4号。同年3月29日一部改正。以下「生産性向上推進体制加算通知」という。）により示しているところである。

生産性向上推進体制加算通知において別途通知することとしていた、生産性向上推進体制加算を算定する事業所における事業年度毎に1回の生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告については、以下のとおりであるので、ご了知の上、貴管内の関係団体及び関係機関にその周知をお願いしたい。

## 記

- 1 生産性向上の取組に関する実績データの厚生労働省への報告方法について  
生産性向上推進体制加算通知の記の8に基づく別紙1の報告は、原則として「電子申請・届出システム」（厚生労働省ホームページ）によりオンラインで提出すること。令和6年度の取組に関する実績データは令和7年3月31日までに提出をする必要があることに留意すること。

（申請先URL）<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/report/>

## 2 その他

「電子申請・届出システム」の利用に当たっては、ログインのためにG Biz ID プライム及びG Biz ID メンバー（以下「G Biz ID」という。）の作成が必要となることに留意すること。

G Biz ID の作成に当たっては、「電子申請・届出システム（生産性向上推進体制加算実績報告システム）」のページ上にG Biz ID の作成ボタンを設け、情報の記入等を行えば、G Biz ID の取得が可能となるようにすることとしている。なお、申請に関するマニュアル等（※）は、デジタル庁のホームページに掲載されている。

（※） G Biz ID はデジタル庁が運用する事業者向け共通認証システムであり、本 ID を取得すると、1 つの ID ・パスワードで、複数の行政サービスへのログインが可能となるもの。法人としてG Biz ID プライムを取得後、従業員の方向けのアカウントとしてG Biz ID メンバーを作成する必要があるもの。

- ・ G Biz ID オンライン申請クイックマニュアル  
[QuickManual\\_Prime\\_online.pdf \(gbiz-id.go.jp\)](https://gbiz-id.go.jp/QuickManual_Prime_online.pdf)
- ・ G Biz ID 書類申請クイックマニュアル  
[QuickManual\\_Prime\\_sendbypost.pdf \(gbiz-id.go.jp\)](https://gbiz-id.go.jp/QuickManual_Prime_sendbypost.pdf)
- ・ G Biz ID メンバー編クイックマニュアル  
[QuickManual\\_Member.pdf \(gbiz-id.go.jp\)](https://gbiz-id.go.jp/QuickManual_Member.pdf)